

現 行	改 正
<p>2-4-1 一般事項</p> <p>1 下記の低圧ダクト及び排煙ダクトの単価は、市場単価による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アングルフランジ工法ダクト ・共板フランジ工法ダクト ・スパイラルダクト(100 ~350) 	<p>2-4-1 一般事項</p> <p>1 下記の低圧ダクト及び排煙ダクトの単価は、市場単価による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アングルフランジ工法ダクト ・共板フランジ工法ダクト ・スパイラルダクト(100 ~350) <p>1)ダクトの吊り用インサート取付費は、市場単価の2%を別に計上する。</p> <p>2)長方形ダクトについて、NシールのほかにAシール+Bシールが必要となる場合は、Aシール+Bシール費は市場単価の2%を別に計上する。</p> <p>2 下記の低圧ダクト系に用いられる亜鉛鉄板製チャンパー等は、市場単価による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャンパー ・組立チャンパー ・ボックス <p>1)チャンパー等の吊り用インサート取付費は、別に計上する。</p> <p>2)チャンパー等のシール費は、市場単価の5%を別に計上する。</p> <p>3)高圧1、高圧2、排煙用チャンパーの単価は、同じ板厚のチャンパー単価の5%割増の単価とする。</p> <p>3 下記のダクト付属品及び点検口の取付費は、市場単価による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹出口(ユニバーサル形、シーリングディフューザ) ・ノズル形吹出口、線状吹出口 ・吸込口 ・排煙口 ・ダンパー (風量調節、防火、風量調節・防火、防煙、防火防煙、ピストン) ・風量測定口 ・ベンドキャップ ・点検口 <p>2-4-2 歩掛り</p>